

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間内に2人以上取得すること

〈対策〉

- 2024年4月～ 男性も育児休業を取得できる事の周知
- 2024年4月～ 随時 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標2： 有給休暇取得率向上に取り組み、取得率を70%以上にする。

〈対策〉

- 2024年4月～ 所定労働時間の現状を把握
- 2024年9月～ 院内での検討開始
- 2024年11月～ 管理職への研修および、社員へ周知徹底
- 2025年4月～ 各部署の有休取得率を公表し、目標達成に向け検討